

支援金

農業者への支援について

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大や燃料・肥料等の高騰により影響を受けた農業者を次のとおり支援します。不明な点は、お問い合わせください。

▼米のリノベーション推進事業補助金(町補助金)

①対象者
出荷・販売を目的として、国の定める助成水田において、令和4年産として補助対象作物を生産している人

②補助対象作物
令和4年産として生産する飼料用米・加工用米・輸出米・備蓄米

③補助額
3,000円/10a(基準額)
※予算の範囲内で単価調整します。

▼町燃油価格等高騰対策支援金

①対象者
次のいずれにも該当する人。
・町内に住所を有し農産物を生産および販売する人
・町税を滞納していない人
・町暴力団排除条例第2条第2号および第3号に規定する暴力団員等でない人

②交付対象作物
・土地利用型作物
・園芸作物

③交付額
・土地利用型作物 2,000円/10a
・園芸作物 5,000円/10a

県肥料高騰緊急対策事業助成

①対象者
水稲または水稲以外の転換作物を作付けしている水稲経営体

②補助対象作物
・水稲(主食用米・多収米等)
・転換作物(野菜・花き・果樹等)

③要件等
・地目が水田のほ場に、対象作物を合計で30a以上作付けしていること
・令和4年度に出荷販売を目的として作付けしていること

④助成額
・水稲 500円/10a(自家消費分として10aを差し引いた面積)
・水稲以外の転換作物 1,500円/10a(飼料作物および牧草以外の作物は自家消費分を差し引いた面積)

▼申請期限 11月21日(月)

▼申請に必要な書類
①交付申請書
②生産面積が確認できる書類
③町税滞納の有無を確認すること

議会

12月議会が始まります

▼講師 会津若松税務署職員
▼参加料 無料
▼申し込み 不要
▼その他
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクの着用と手指消毒をお願いします。また、咳・発熱等の症状がある人や、体調のすぐれない人は来場をご遠慮ください。

▼問い合わせ先
税務課 賦課係
☎(62) 2113

町議会の本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。議場は町役場3階です。傍聴する人は、傍聴席入口にある受付票に住所・氏名・年齢を記入し、入場してください。また、児童・乳幼児は、許可が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

なお、議事を妨害する恐れのある人は入場できません。傍聴の際には注意事項がありますので、職員の指示に従ってください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴席数を減らし、マスクの着用と手指の消毒、受付での検温などへのご協力をお願いしています。

相談

行政相談委員に相談してみませんか

町では、行政相談を毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

▼開催日時
11月16日(水)
午後1時から午後3時まで

▼会場
町役場3階 第4委員会室

▼その他
相談無料・秘密厳守



猪苗代町議場(町役場3階)

6次化推進事業補助金のお知らせ

町の同意書
④請求書
⑤振込先通帳の写し

▼申請手続き
申請書に必要書類を添付し、各集落の集落推進員へ提出してください。

▼その他
申請書類は、各集落の集落推進員を通して配布します。

▼問い合わせ先
農林課 農業振興係
☎(62) 2116

町では、町内産農畜産物を利用した6次産業化に取り組む農業者や団体を応援します。

▼補助内容
6次化産品の開発、既存商品の販路拡大やさらなる高付加価値化等にかかる経費の一部を補助します。

▼対象者
町内に在住する農業者、任意団体、法人等

▼補助金額
事業経費(税抜)の2/3以内(上限10万円、千円未満切り捨て)

▼申請締切
令和5年1月31日(火)

▼事業締切
令和5年2月28日(火)

消費税の「インボイス制度説明会」

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。

インボイス(適格請求書)を発行するためには、インボイス発行者の登録申請が必要です。併せて消費税の確定申告も必要となりますので、消費税の免税事業者も自身の事業実態に合わせて、インボイス発行者の登録を受けるか検討が必要となります。

制度開始時からインボイス発行者になるためには、令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。

この制度を理解し、適切に対応していただくために説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

▼開催日時
12月21日(水)
午後1時30分～午後3時30分

▼会場 学びいな研修室A・B

人権擁護・行政相談委員会合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。

人権擁護委員は、地域住民の人権の擁護と人権思想の普及・高揚を目的に活動しています。人権問題でお困りの人は、この機会にぜひご相談ください。

▼開催日時
12月2日(金)
午前10時から午後3時まで

▼会場
町役場3階 第3委員会室

▼その他
相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62) 2111

▼問い合わせ先
総務課 秘書広報係
☎(62) 2111

▼環境省「ペット」登録を忘れずに
令和4年6月1日以降に新たにペットショップ等からマイクログリフが装着された犬や猫を購入した飼い主は、環境省データベースの所有者情報の変更登録をお願いします。詳しくは、町民生活課へお問い合わせください。

▼問い合わせ先
町民生活課 環境係
☎(62) 2114

ペット

狂犬病予防注射は済みですか

犬の飼い主は、飼い犬に毎年1回、狂犬病の予防注射を受け

忘れずに予防注射を受けてください



納税義務者区分	均等割	法人税割
町内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
町内に事務所又は事業所はないが、宿泊所・保養所を有する法人	○	—
町内に事務所又は事業所のある公益法人等又は法人ではない社団・財団等で収益事業を行わないもの	—	○
町内に事務所又は事業所のある公益法人等又は法人ではない社団・財団等で収益事業を行うもの	○	○
法人課税受託の受託者	—	○

▼納税義務者
 ①一般法人
 ②公益法人
 (例) 社会福祉法人、学校法人、労働組合等(収益事業を行わない場合は非課税)
 ③法人ではない社団で代表者または管理者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの
 (例) 校友会、同窓会、PTA等
 ④法人ではない財団で代表者または管理者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの
 (例) 慈善団体、地区の財産管理会等(法人格を持たない財産管理会等が地代を得ている場合は必ず申告する必要があります)

資本金等の額	町内従業者数	年額
50億円～	50人超 50人以下	3,000,000円 410,000円
10億円を超え 50億円以下	50人超 50人以下	1,750,000円 410,000円
1億円を超え 10億円以下	50人超 50人以下	400,000円 160,000円
1,000万円を超え 1億円以下	50人超 50人以下	150,000円 130,000円
1,000万円以下	50人超 50人以下	120,000円 50,000円

▼収益事業について
 一般法人の営利行為のほかに、公益法人、社団、財団、財産管理会等で、次のような収益事業を行っている場合は納税義務者に該当します。詳しくは、税務署にお問い合わせください。
 ①物品の販売、貸付業
 ②不動産の販売、貸付業(農地や土地の貸付を含みます)
 ③製造、印刷、出版業
 ▼税額
 一般法人、公益法人、社団、財団などの区分のほか、資本金と従業員数によって異なります。

☎(62) 2113
 ▼問い合わせ先
 税務課 賦課係

●陸上自衛隊高等工科大学の生徒を募集します

募集職種	資格	受付期間	試験期日	将来の展望
高等工科大学生徒	推薦 男子中卒(見込み含む)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などで顕著な実績があり、学校長が推薦できる者	10月1日(土)～ 12月2日(金)	令和5年1月5日(木)～7日(土) ※いずれか1日を指定	将来、陸上自衛隊において、高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても自信を持って対応できる自衛官となる者を養成するため、中学校卒業などを対象に採用する制度です。
	一般 男子中卒(見込み含む)17歳未満の者	10月1日(土)～ 令和5年 1月6日(金)	1次試験 令和5年1月14日(土)・15日(日) 2次試験 令和5年1月26日(木)～29日(日) ※いずれか1日を指定	

【応募・問い合わせ先】 自衛隊福島地方協力本部 会津若松出張所 ☎(27) 6724 ※自宅等での個別説明等も可能です。
 965-0825 会津若松市門田町大字黒岩字大坪 57-1

案内

ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール審査結果

▼鶴川嶺王さん最優秀賞
 町が主催する「ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール」の審査会が10月6日に開かれ、町内各小学校の4～6年生より81作品の応募がありました。
 町長や町一般廃棄物協同組合代表理事、町校長会長らが厳正な審査を行った結果、猪苗代小学校六年生の鶴川嶺王さんの作品が最優秀賞に輝きました。
 入選作品は11月末頃まで役



▲最優秀賞に輝いた鶴川さんの作品

場町民ホールに展示しますので、ご覧ください。また、令和5年度のごみ・リサイクルカレンダーに掲載します。
 入選者は次のとおりです(敬称略)。
 ▼最優秀賞 鶴川嶺王(猪小六年)
 ▼優秀賞 鈴木咲翔(猪小四年)、加藤柚希(猪小五年)、五十嵐咲心(猪小六年)
 ▼佳作 鈴木伶(猪小四年)、遠藤愛来(猪小四年)、小野暖寧(猪小四年)、小椋正晴(猪小五年)、佐藤陽向(猪小五年)、一ノ瀬愛希(猪小五年)、浅井美希(猪小六年)、小池綾奈(猪小六年)、佐藤歩夢(猪小六年)
 ▼問い合わせ先
 町民生活課 環境係
 ☎(62) 2114

お知らせ

「高齢者福祉大会」は中止します

新型コロナウイルス感染症が収束していないことを踏まえ、「高齢者福祉大会」は中止します。開催を心待ちにされていた皆さんには大変申し訳ございませんが、ご理解いただきありがとうございます。

▼問い合わせ先

保健福祉課 高齢者福祉係
 ☎(62) 2115
 町老人クラブ連合会 事務局
 ☎(62) 5168

税金

法人町民税について

▼法人町民税とは
 町内に事務所または事業所等がある法人に課税される税金です。法人の収益によって計算される「法人税割」と、法人の規模によって課される「均等割」を合算して算出します。法人自ら税額を計算し、申告して、その税額を納めます。

▼配布する商品券

町民1人当たり5,000円(500円×10枚つづりを1冊)

▼配布方法

世帯主宛てに世帯全員分の商品券を11月中旬より「ゆうパック」で郵送します。

順次配達されるため、世帯によって到着日が異なりますので、あらかじめご了承ください。

▼使用期間 12月1日(木)～令和5年1月31日(火)まで

▼利用店舗

利用店舗の情報は、商品券に同封する「猪苗代町民応援商品券取扱加盟店一覧」でご確認ください。

▼問い合わせ先

【商品券の配布について】
 商工観光課 商工観光係
 ☎(62) 2117
 【商品券の取り扱いについて】
 猪苗代町商工会
 ☎(62) 2331

商品券

『第2弾猪苗代町民応援商品券』をご活用ください

食料品等の価格高騰による生活の負担を軽減し、地域経済の活性化を図るため、「第2弾猪苗代町民応援商品券」を町民の皆さんにお送りします。

▼対象者

基準日となる令和4年11月1日現在で猪苗代町に住民登録されている人
 ※基準日の翌日以降に出生した人は対象外となります。

善意をありがとうございます

涌井ヒロ子さんは10月11日、教育振興に役立ててほしいと、猪苗代中学校に多額の寄付をしました。横山泰久校長は、涌井さんに感謝状を手渡しました。



横山校長から感謝状を受けた涌井さん(左)